

建築基準法 新旧対照表

平成30年9月25日 施行

改正前	改正後
(敷地等と道路との関係) 第43条 <u>建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。</u> <u>ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。</u> 一・二 (略) (新設)	(敷地等と道路との関係) 第43条 <u>建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。</u> 一・二 (略) <u>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> <u>二 その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が<u>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない</u>と認めるもの</u> <u>二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が<u>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない</u>と認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</u> <u>3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第1項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。</u>

係についてこれらの建築物の用途又は規模の特
殊性により、前項の規定によつては避難又は通
行の安全の目的を充分に達し難いと認める場合
においては、条例で、必要な制限を附加するこ
とができる。

- 二 特殊建築物
- 三 階数が 3 以上である建築物
- 四 政令で定める窓その他の開口部を有しな
い居室を有する建築物
- 五 延べ面積(同一敷地内に 2 以上の建築物が
ある場合にあつては、その延べ面積の合計。
次号、第四節、第七節及び別表第 3 において
同じ。) が 1000 平方メートルを超える建築
物
- 六 その敷地が袋路状道路(その一端のみが他
の道路に接続したものをいう。) にのみ接す
る建築物で、延べ面積が 150 平方メートル
を超えるもの(1 戸建での住宅を除く。)